令和８年２月 12 日　開会
令和８年２月 12 日　閉会
（定例会）

令和８年第1回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第１号

令和８年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和８年１月５日

島根県後期高齢者医療広域連合長　上　定　昭　仁

１　期　　日　　令和８年２月 12 日

２　場　　所　　島根県市町村振興センター6 階　大会議室

〇開会日に応招した議員（ ９名）

早　樋　徹　雄	中　村　　中
石　飛　厚　志	山　本　浩　章
原　　克　美	岩　本　一　巳
糸　原　　保	大　江　和　彦
河　村　賢　治	

〇応招しなかった議員（ １名）

松　林　孝　之

令和８年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和８年２月 12 日（木曜日）

議事日程

令和８年２月 12 日　午後１時 00 分開会

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議員提出議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第２号　令和７年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議案第３号　令和８年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第７　議案第４号　令和８年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第８　承認第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　会期の決定

日程第３　議員提出議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第１号　島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第５　議案第２号　令和 7 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第３号）

日程第６　議案第３号　令和８年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

日程第７　議案第４号　令和８年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第８　承認第１号　専決処分の報告及び承認を求めることについて
島根県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

出席議員（ 9名）

1番　早　樋　徹　雄	2番　中　村　　中
4番　石　飛　厚　志	5番　山　本　浩　章
6番　原　　克　美	7番　岩　本　一　巳
8番　糸　原　　保	9番　大　江　和　彦
10番　河　村　賢　治	

欠席議員（ 1名）

3番　松　林　孝　之

事務局出席職員職氏名

議会事務局長　------ 伊　藤　豪　一　　書　　記　-------- 錦　織　知　里

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長　-------- 上　定　昭　仁　　会計管理者　-------- 小　川　隆　樹

事務局長　---------- 井　上　修　一

午後0時56分開会

○議長（河村　賢治）　　これより、令和８年第１回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（河村　賢治）　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、会議録署名議員は議長において2番中村中議員及び4番石飛厚志議員を指名いたします。

日程第２　会期の決定

○議長（河村　賢治）　　日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　御異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日間と決定いたしました。

日程第３　議員提出議案第１号

○議長（河村　賢治）　　日程第 3、議員提出議案第 1 号、島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

6 番原克美議員。

○議員（6 番原　克美）　6 番の原でございます。議員提出議案第 1 号につきまして、提出者を代表して提案理由を説明させていただきます。

議案の 1 ページから 7 ページをご覧いただきたいと思います。

本件は、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴って、引用する条文に条ずれが生じたことによって、所要の改正を行うものとなります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（河村　賢治）　　これより質疑に入ります。

議員提出議案第 1 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　質疑なしと認めます。

これをもって、議員提出議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議員提出議案第 1 号、島根県後期高齢者医療広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（河村　賢治）　　挙手全員であります。

よって、議員提出議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第 4　議案第 1 号

○議長（河村　賢治）　　日程第 4、議案第 1 号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　着座にて失礼いたします。

議案第 1 号について、ご説明申し上げます。

議案の 8 ページから 20 ページをご覧ください。

本件は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正及び後期高齢者医療保険料率の改定等に伴い、従来の保険料額を基礎賦課額とし、加えて、子どもや子育て世帯の支援金に充てる子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、令和 8 年度及び令和 9 年度の保険料率等について定めるものとなります。

また、保険料の賦課限度額と低所得者の保険料軽減措置に係る所得判定基準について、所要の改正を行うものとなります。

まず、11 ページにありますとおり、令和 8 年度及び令和 9 年度の基礎賦課額分の保険料につきましては、第 9 条の所得割率を現行の 10.08%から 10.02%へ、第 10 条の一番下のところですけども、均等割額を現行の 5 万 160 円から、その左にあります 5 万 7,170 円へそれぞれ改定するものとなります。次に、13 ページをお開きいただきまして、令和 8 年度の子ども・子育て支援納付金賦課額分の保険料につきましては、新たに第 10 条の 5 として、左側にございますが、所得割率を 0.26%、次の第 10 条の 6 として均等割額を 1,370 円と定めるものとなります。続いて 13 ページから次の 14 ページにかけまして、保険料の賦課限度額につきまして第 11 条の基礎賦課額分を、現行の右側 80 万円から左側の 85 万円に改定し、新たに第 11 条の 2、こちら 14 ページでございます、子ども・子育て支援納付金賦課額分を 2 万 1,000 円と定めるものになります。

次に、18 ページをお開きいただきまして、第 15 条第 2 号から 19 ページの同条第 3 号にありますとおり、低所得者に対する保険料の軽減措置につきまして、均等割額が 5 割軽減及び 2 割軽減の世帯に係る所得判定基準に対して所要の改正を行うものとなります。19 ページのところの括弧 2 の最後に 10 分の 5、また括弧 3 の最後に 10 分の 2 という記載があるかと思います。最後に、20 ページの附則第 3 条、20 ページの一番下のところでございますが、均等割額が 7 割軽減の被保険者に対しては、令和 8 年度及び令和 9 年度に限り基礎賦課額分に係る均等割額の減額割合を 7 割 2 分に拡充する措置、一番下のところで 100 分の 2 を乗じて得た額を減ずることができる、とございます。この 7 割 2 分に拡充する措置を講ずるものとなります。この条例につきましては、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとなります。

以上、議案第 1 号につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（河村　賢治）　　これより質疑に入ります。

議案第 1 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第1号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（河村　賢治）　　挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

日程第5　議案第2号

○議長（河村　賢治）　　日程第5、議案第2号、令和7年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　議案第2号について、ご説明申し上げます。

議案の21ページから23ページをご覧ください。

今回の補正予算は、補正前予算額 1,256億5,834万9千円に、7,205万円を追加し歳入歳出それぞれ1,257億3,039万9千円とするものです。

続いて、28ページ、29ページをご覧ください。

歳出の内容としましては、まず4款特別高額医療費共同事業拠出金について本年度の拠出額が決定したことに伴い1,033万円増額する一方で、2款保険給付費について同額を減ずるものとなります。

次に、6款保健事業費につきましては、本年度の医科健康診査の受診者数が当初の想定を超える見込みであることから、健康診査事業費を7,205万円増額するものとなります。

次に、戻っていただきまして26、27ページをご覧ください。

歳入の内容としまして、まず、2款国庫支出金については先ほど歳出でご説明いたしました医科健康診査に係る国からの補助金として特別調整交付金と保健事業費補助金をあわせて1,569万2千円増額するものとなります。

また、7款繰入金につきましては、今回の歳出補正に伴い医療給付費準備基金繰入金を5,635万8千円増額するものとなります。

以上、議案第2号につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（河村　賢治）　　これより質疑に入ります。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　質疑なしと認めます。

これをもって、議案2号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第2号令和7年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（河村　賢治）　　挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第6　議案第3号　から　日程第7　議案第4号

○議長（河村　賢治）　　日程第6、 議案第3号、令和8年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算及び日程第7、議案第4号、令和8年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　議案第3号及び議案第4号について、一括してご説明申し上げます。青い表紙、予算書の1ページをまずはご覧ください。

まず、一般会計予算の概要をご説明申し上げます。一般会計の予算総額は5億6,998万3千円であり、前年度比 1,012万9千円の増額となっております。次に、6ページをご覧ください。主な歳入としましては、1 款分担金及び負担金につきまして市町村事務費負担金として前年度比 1,012万7千円増の5億6,994万3千円を計上しております。続いて、7ページをご覧ください。主な歳出としましては、まず、2 款総務費につきまして市町村からの派遣職員人件費等負担金の増などにより、前年度比883万2千円の増額となる2億165万3千円を計上しております。次に、3 款民生費につきまして特別会計繰出金の増などにより、前年度比128万2千円の増額となる3億6,707万3千円を計上しております。

次に、特別会計予算の概要をご説明申し上げます。もう一度、1ページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計の予算総額は 1,290 億 1,700 万円であり、前年度比 54 億6,100万円の増額となっております。続いて、22ページをご覧ください。主な歳入としましては、まず、1 款市町村支出金につきまして、保険料等の負担金の増加が見込まれることから、前年度比22億9,459万4千円増の242億6,205万3千円を計上しております。次に、2款から4款、国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金につきましては、保険給付費の見込みに応じてそれぞれのルールに則り計上しております。次に、23 ページをご覧ください。

主な歳出としましては、まず、2 款保険給付費につきまして、被保険者数の増加などにより、前年度比 48 億 4,993 万 4 千円増の 1,270 億 5,774 万 8 千円を計上しております。次に、5 款支払基金拠出金につきましては、令和 8 年度から新たに子ども・子育て支援納付金を拠出することなどにより、前年度比 4 億 2,631 万 1 千円増の 5 億 1,631 万 9 千円を計上しております。次に、6 款保健事業費につきましては、健康診査の受診者数の増加が見込まれることや、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に係る交付基準額が増額となったことなどにより、前年度比 1 億 1,072 万 5 千円増の 10 億 5,611 万 1 千円を計上しております。

最後に、1 枚戻っていただきまして 20 ページをご覧ください。債務負担行為につきましては、令和 9 年度の保険料通知書の作成に係る経費について設定するものとなります。

以上、議案第 3 号及び議案第 4 号につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（河村　賢治）　　これより質疑に入ります。

議案第 3 号及び議案第 4 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 3 号及び議案第 4 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入りますが、表決は議案ごとに 1 件ずつ行います。

始めに、議案第 3 号、令和 8 年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（河村　賢治）　　挙手全員であります。

よって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 4 号、令和 8 年度島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（河村　賢治）　　挙手全員であります。

よって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8　承認第 1 号

○議長（河村　賢治）　　日程第 8、承認第 1 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

上定広域連合長。

○広域連合長（上定　昭仁）　　承認第 1 号について、ご説明申し上げます。

白い表紙の議案に戻っていただきまして、30 ページをご覧ください。本件は地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものでありまして、ご報告申し上げ、ご承認をお願いするものとなります。

議案の 31 ページから最終ページの 41 ページまでをご覧ください。

今年度の人事院勧告の状況等を総合的に勘案し、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について所要の改正を行ったものとなります。改正内容としましては、給料表の改定による報酬月額の引き上げ、期末手当の支給割合の変更、通勤に係る費用弁償の額の引き上げ等を行うものとなります。

以上、承認第 1 号につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（河村　賢治）　　これより質疑に入ります。

承認第 1 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　質疑なしと認めます。

これをもって、承認第 1 号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（河村　賢治）　　討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

承認第 1 号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（河村　賢治）　　挙手全員であります。

よって承認第 1 号は承認することに決しました。

―――――――――――――――・―――・―――――――――――――――

○議長（河村　賢治）　　これにて、令和 8 年第 1 回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 1 時 16 分　閉会